

第 18 回みなみみのわフォトグランプリ実施要項

1 趣旨

南箕輪村の魅力を広く発信することを目的として実施する。村の魅力を広く村外へ発信するため、村の魅力や特色のある写真を募集し、この目的に合った作品を選出し活用する。

2 主催 南箕輪村観光協会

3 募集内容

(1)募集目的 SNS や観光パンフレットなどの発信媒体において、活用することを目的とする。

(2)テーマ 南箕輪村の観光資源、南箕輪村にしかない魅力を村外に発信する作品。
「南箕輪村」を知るきっかけになるような目を引く作品であり、村への来訪者が増えることが期待できるもの。大芝高原の森の「動植物」、四方を山に囲まれた雄大な自然の魅力あふれる南箕輪村を伝える「山」、ひとりひとりの旅に寄り添った「ユニバーサルツーリズム」をテーマとする。

①大芝高原みんなの森で出会える「動植物」

②南箕輪村の四方を囲む「山」

③南箕輪村で誰もが楽しめる「ユニバーサルツーリズム」

(3)作品規格 **【写真】** カラープリント四切 または A4、写真データ
【Instagram】 Instagram の利用規則に則ったもの

(4)募集期間 令和 7 年 6 月 2 日（月）～11 月 28 日（金）まで

(5)撮影期間 令和 7 年 4 月～11 月に村内で撮影されたもの

(6) 賞
グランプリ 1 点 観光協会商品券 20,000 円
優秀賞 5 点 観光協会商品券 10,000 円
入選 10 点 観光協会商品券 5,000 円

※同一作品の重複受賞なし ※いずれの賞も該当者なしの場合もある

※その他、協会会員がスポンサーとなり特別賞が授与される場合もある

4 応募内容

(1)応募資格 どなたでも（但し、18 歳未満の方は保護者同意の上で応募のこと）
※応募をもって、入賞作品の新聞紙面や村観光協会 Web サイト等で撮影者の市町村名、氏名の公表、また実施要項に同意するものとする。

(2)応募点数 おひとり様 5 点まで
※応募点数を超えて応募した場合は、審査および入選対象外とする。
※すべての部門と応募規格を合わせた点数

(3)応募方法 **【プリント写真】**
南箕輪村観光協会事務局へ提出する（郵送可）
※すべての欄に記入した応募申込票を、天地がわかるようにすべての作品の裏面に貼付すること。

【写真データ】

- ①写真データを添付し、「住所」「氏名」「作品名」「撮影場所」「撮影時期」「コメント」を入力の上、南箕輪村観光協会にメールで送付

【Instagram】

- ①スマートフォンアプリ

「Instagram」にて観光協会アカウント「minamiminowa_tourism」を検索し、フォローする。

- ②写真のキャプションに「作品名」「撮影場所」「撮影時期」「コメント」を入力の上「#みなみみのわフォトプレ」（ハッシュタグ）および「@minamiminowa_tourism」（メンション）をつけ投稿する。 ※②に不備がある場合は、審査対象外とする。

5 選出について

審査員は、観光協会会員および広報・マスコミ関係に依頼する。

(1)審査基準

各項目につき 10 点を満点として採点を行う

- ・唯一性（南箕輪村ならではの魅力）
- ・アート性（作品の美しさ）
- ・メディア性（発信力）

(2)審査会（12 月中旬）

各期間終了後、10 名程度の審査員により審査会を実施し、入選作品を選出する。

(3)審査結果発表（12 月下旬）

- ・入選した作品の応募者には、審査会終了後に連絡する。
Instagram での応募者には Instagram のダイレクトメッセージを通じて連絡する。
- ・審査結果は、観光協会ホームページや Facebook、Instagram 等で公表する。

【入選の取り消し】

次の場合は、入選を取消し次点者を入選させる。

- ・協会の指定した期限内に連絡が取れない場合
- ・Instagram とプリント写真の両方で応募した者で、応募点数違反であったと判明した場合
- ・協会が指定した期限内に、データの提出を頂けない場合
- ・その他、会長が認める場合

6 注意事項

(1)応募作品について

- ・応募作品は、第三者の著作権、商標権、その他法律上保護される一切の権利を侵害する恐れのない自作の未発表の作品に限る。

【応募不可作品の例】

多重応募作品(他のコンテストや展示会等に出品したもの)

公序良俗に反する作品

被写体から許可を得ていない作品（被写体が未成年の場合は保護者の許諾が必要）

キャラクターを無断に使用した作品

- ・入賞作品は返却を行わない。

【入賞以外の作品の返却】令和 8 年 2 月 16 日（月）～27 日（金）17 時まで、観光協会窓口（南箕輪村観光森林課内）で返却する。以降は処分させていただきますのでご了承下さい。

(2)作品の権利及び使用について

- ・入賞作品及び Instagram へ投稿された作品の使用権は南箕輪村観光協会に帰属し、展示会、観光パンフレット、観光協会及び村ホームページや SNS、村の PR を目的とした事業を請け負う出版社等への写真提供、観光協会が作成する販売物や販促品等に使用する場合がある。
- ・作品の利用にあたり、編集上の制約や配慮（印刷の色合いや大きさの違い、背景を写し込んだ人や物、掲載可能部分のボカシ処理やトリミングなど）、により、作品を加工掲載する場合がある。
- ・作品の利用にあたり、入賞作品については期日までにデータの提供をすることとする。

(3)Instagram での応募について

- ・応募者が特定できないため応募点数を事務局で把握することが困難な場合がある。応募者本人が応募点数を超えないよう留意すること。（すべての応募規格と部門を合わせて5点まで）
- ・改行、半角空けなどの理由から、メンションができておらず事務局で応募作品を検索できないことがあるため、メンションやハッシュタグはできているか本人で確認を行うこと。
- ・複数枚を同時に投稿する場合には、何枚目の写真が応募作品か明記すること。

7 協賛（スポンサー）

- ・協会会員に協賛を依頼することができる。
- ・協賛企業より特別賞を設置することができる。
- ・協賛企業については、チラシまたはホームページ等に企業名を掲載する。

8 広告

- ・募集チラシを作成し会員店舗等で配布、掲示
- ・報道各社へ情報提供
- ・村メールでの配信
- ・協会ホームページや SNS での発信 等

9 作品展示

令和7年12月～令和8年1月に、応募作品の展示を実施予定